

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、泉崎村内の空き家の利活用と移住・定住を促進するため、空き家の改修等に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、泉崎村補助金等の交付等に関する規則（平成6年泉崎村規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存する戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。以下同じ。）で、3ヶ月以上居住の実態がないものをいう。ただし、地方公共団体が所有又は管理するものを除く。
- (2) 定住 本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して、村内に5年以上生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住者 福島県外から本村へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。なお、補助金交付申請（以下「交付申請」という。）の日から遡って、原則2年以内に福島県外から本村へ住民票を異動した者を含む。ただし、補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。
- (4) 子育て世帯 交付申請時において、18歳以下（18歳に達した日以後の最初の4月1日を経過した者を除く。）の就労していない子ども（補助金申請時において妊娠中の子どもを含む。）がいる世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 交付申請時において、婚姻の届出から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。
- (6) 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している移住者、子育て世帯、新婚世帯に該当する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 補助対象者又は同一世帯の者が、泉崎村暴力団排除条例（平成24年泉崎村条例第14号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者
- (2) 既にこの要綱による補助を受けたことがある者
- (3) 村税等の滞納がある者

(補助の対象及び額)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1又は別表第2に定める事業種別に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第1又は別表第2に定める事業種別に応じ、同表に定める経費とする。ただし、国又は地方公共団体による他の補助金等の交付を受けている場合は、その交付を受けた補助対象経費を除くものとする。

3 補助金の額は、別表第1又は別表第2に定める事業種別に応じ、同表に定めるものとする。

4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、補助金の交付を決定したときは、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

（申請内容等の変更）

第7条 補助対象者は、事業内容を変更しようとするときは、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

（1） 6カ月未満の事業完了予定日の延長（交付申請を行う日の属する年度に限る。）

（2） その他村長が認める変更

2 補助対象者は、事業の中止又は廃止をしようとするときは、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、第6条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第6条による補助金交付決定通知の受理した日から起算して15日を経過した日までに、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金取下げ申請書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

3 補助対象者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金年度終了実績報告書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、泉

崎村空き家改修・除却等支援事業補助金（様式第7号）に別表第4に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地確認の上、補助金の額を確定し、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 村長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

（2）規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

（3）本事業により改修する住宅又は除却後に新築する住宅において、定住開始日から起算して5年未満で、当該住宅に定住する要件を満たさなくなった場合

2 村長は、前項の取消しを決定したときは、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付取消通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 空き家の改修等（第3条、第4条関係）

別表第1 空き家の改修等（第3条、第4条関係）

事業種別	空き家の改修等
<p>(1) 補助対象事業</p> <p>補助要件</p>	<p>空き家の所有者又は賃借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家（改修後に併用住宅となる場合も含む。）であること。 ・賃借する空き家は、賃貸事業のために所有・管理されているものではないこと。 ・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ交付申請年度内に完了すること。 ・第9条に定める実績報告までに、本村への住民異動をしていること。 ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 ・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ・補助の対象とする空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。
<p>(2) 補助対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・既空き家居住者
<p>(3) 補助対象経費</p> <p>対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用 ・空き家のハウスクリーニングに要する費用（空き家内外部、造付家具、設備機器等に係るものに限る。） ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家の増築に係る費用 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃費用 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修に直接関係のない外構工事に係る費用 ・空き家の改修を伴わないハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
(4) 補助額	<p>①改修 補助対象経費の2分の1以内かつ最大150万円</p> <p>②ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大30万円 (既空き家居住者は対象外)</p> <p>③地域活性化加算額 次に定める地域活性化要件を満たす場合、要件毎に定められた額を加算する。ただし、加算額の上限額は60万円とする。</p> <p>ア 空き家バンクの活用に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録された空き家の場合20万円 <p>イ 年齢や世帯構成に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村外からの転入の場合(上限20万円) 一人につき5万円、18歳以下(18歳に達した日以後の最初の4月1日を経過した者を除く)の就労していない子ども(補助金申請時において妊娠中の子ども含む。)の場合一人につき10万円 <p>ウ 就業や雇用の促進に係る施策との連携に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者が村内に本店がある事業所に就労する場合20万円 <p>エ 地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の事業者が改修する場合20万円 <p>オ 改修後の住宅の用に供する部分の床面積が住生活基本計画(全国計画)において定める「一般型誘導居住面積水準(※1)」を満たす場合20万円</p> <p>※1：住生活基本計画(全国計画)で定められた算定式に基づくものとする。</p>
(5) 備考	<p>本事業による補助額は、補助対象経費を超えないものとする。</p>

別表第2 空き家の除却等（第3条、第4条関係）

別表第2 空き家の除却等（第3条、第4条関係）

事業種別	空き家の除却等
<p>(1) 補助対象事業</p> <p>補助要件</p>	<p>空き家の所有者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が自ら居住するため購入した敷地又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了するものであること。 ・空き家の解体後、1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建住宅に定住すること。 ・相続した空き家の場合は、交付申請日の属する年度の4月1日時点で、相続登記が完了した日から1年以内、又は相続の事由が発生した日から3年以内であること。（本要件の場合、交付申請時点で補助対象者は相続登記が完了していること。）
<p>(2) 補助対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯
<p>(3) 補助対象経費</p> <p>対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費 ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分費用 ・移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや解体後に行う残置物処分費用 ・住宅の用に供する部分以外に係る解体及び残置物処分費用（併用住宅の場合） ・空き家解体後の新築に係る費用(造成含む。) ・空き家の解体を伴わない残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用
<p>(4) 補助額</p>	<p>○解体・残置物処分・庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大80万円</p>

別表第3 補助金申請書の添付書類（第5条関係）

別表第3 補助金申請書の添付書類（第5条関係）

対象工事等	添付書類
(1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第11号） ・交付申請に関する誓約書（様式第12号） ・現住所の住民票（世帯全員分） ・空き家の現況等が分かる写真（外観、内観） ・債権者登録に係る資料（振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写しを含む） ・空き家であることの証明書（様式第13号） ・その他村長が必要と認める書類
(2) 空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等に係る見積書の写し又は契約書及び改修費等内訳書の写し ・改修等に係る部位を明記した図面（配置図、平面図、立面図） ・空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し（賃借する場合） ・地域活性化加算の要件を満たすことがわかる書類
(3) 空き家の除却等	<ul style="list-style-type: none"> ・除却に係る見積書の写し又は契約書及び除却費等内訳書の写し ・除却に係る空き家の図面（配置図、平面図） ・解体後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図（配置図、平面図）

別表第4 完了実績報告書の添付書類（第9条関係）

別表第4 完了実績報告書の添付書類（第9条関係）

対象工事等	添付書類
(1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書又は領収書の写し（内訳明細が確認できるもの） ・その他村長が必要と認める書類
(2) 空き家の改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・改修等を実施した部位を明記した平面図 ・改修等の内容が分かる写真 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・当該空き家が存する住所へ異動後の住民票の写し
(3) 空き家の除却等	<ul style="list-style-type: none"> ・解体の内容が分かる写真 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること ・解体後に新築する戸建住宅の工事契約書等の写し （工事見積書や発注書は除く。）

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付申請書

年度泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金の交付を受けたいので、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、本申請書の記載内容に虚偽はありません。

記

1 事業計画

(1) 事業種別

改修 除却等

(2) 事業（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 補助金額

補助対象事業費 : 金 円

補 助 金 額 : 金 円

※添付書類は、別表第3によるものとします。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

泉崎村指令 第 号

補助対象者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました 年度泉崎村空き家改修・除却等支援事業については、同事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

年 月 日

泉崎村長

記

- 1 補助金の交付決定額は次のとおりとします。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

- 2 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとします。

- 3 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額に基づいた額をもって行うものとします。

- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

(1) 補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長の承認又は指示を受けてください。

イ 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき。

ロ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

ハ 補助事業等が予定の期間内に完了しない（交付申請を行う日の属する年度内で6箇月未満の延長を除く。）又は事業の遂行が困難となったとき。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業の補助金について変更したいので、同事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金額

変更申請額 : 金 円
交付決定済額 : 金 円
差 引 額 : 金 円

2 変更内容

3 変更理由

(注) 申請書の内容及び添付書類は、すべて交付申請書の内容及び添付書類を準用します。

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業の補助金について、下記により中止（廃止）したいので、同事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）理由

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金取下げ申請書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業の補助金について、下記により取り下げたいので、同事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 取下理由

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業年度終了実績報告書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業について本年度内に完了しないので、同事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額、執行額及び繰越額

(単位：円)

執行年度	交付決定額	年度内執行額	翌年度繰越額	執行残額
計				

2 実施期間

当 初 : 年 月 日 ~ 年 月 日
変 更 : 年 月 日 ~ 年 月 日

3 繰越理由

(注) 報告書の添付書類は、すべて完了実績報告書の添付書類を準用します。

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

泉崎村長

住所
補助対象者 氏名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業完了実績報告書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業について事業が完了したので、同事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

(単位：円)

執行年度	交付決定額		実績額		執行残額
	対象事業費	補助金額	対象事業費	補助金額	
計					

2 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 報告書の添付書類は、別表第4によるものとします。

様式第8号（第10条関係）

様式第8号（第10条関係）

泉崎村指令 第 号

補助対象者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました 年度泉崎村空き家改修・除却
等支援事業については、補助金の額を確定しましたので、同事業補助金交付要綱第10条の
規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

泉崎村長

記

1 補助金額

額 確 定 額 : 金 円
(返 還 金 額 : 金 円)

様式第9号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

泉崎村長

住所
補助対象者 氏名
連絡先

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定のありました標記事業の補助金について、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金額

交付決定額	：	金	円
額確定額	：	金	円
今回請求額	：	金	円
残額	：	金	円

様式第10号（第12条関係）

様式第10号（第12条関係）

泉崎村指令 第 号

補助対象者 氏名

住所

年 月 日付けで申請のありました 年度泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金については、交付決定を取消すことに決定しましたので、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

泉崎村長

記

1 交付決定取消額

金 円

2 取消の理由

様式第11号（別表第3関係）

様式第11号（別表第3関係）

年 月 日

事業計画書

1 補助対象者（申請者）

氏名（世帯主）				歳
世帯員	世帯主との関係	氏名	学校名※1	年齢（歳）※2
<input type="checkbox"/> 暴力団関係者ではありません。				
村記入欄 <input type="checkbox"/> 移住者 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 既空き家居住者				

※1 子育て世帯に該当し、子どもが通学している場合は学校名を記入してください。

※2 年齢は事業完了時の年齢としてください。

2 空き家について

所在地			
空き家の期間	年 月から（ 年 月間）		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
主要用途			
階数及び面積	階建	延べ面積	m ²
<input type="checkbox"/> 建築基準法等の関係法令に違反していません。			
村記入欄			

3 対象工事等について

工事等の概要 （内容、対象箇所等）			
施工事業者情報 （別契約毎記載）	会社名	住所	
施工事業者情報 （別契約毎記載）	会社名	住所	
その他			

4 補助金交付申請額計算書

(単位：千円)

経費（事業名）	対象経費 A	補助率 B	補助金額 A×B
経費① ()			
経費② ()			
小 計			
加算額①			
加算額②			
加算額③			
加算額④			
加算額⑤			
合 計			
※加算額の加算は上限60万円まで			

5 その他併用する補助金

補助主体名 (市町村名等)	他の補助金名 (事業名等)	対象箇所 (上記3の工事箇所以外)

(記載上の注意)

- ①補助金額及び補助金交付申請額の合計は千円未満切捨てとしてください。
- ②他の補助金を併用している場合は、対象経費が重複していないことが分かるように記載してください。
- ③補助金交付申請額は、本事業に係る補助額のみ記入してください。
- ④添付書類の写真は、改修等部位のよくわかる鮮明なカラー写真を複数枚添付するとともに、写真撮影位置を平面図に明示（矢印等）してください。

様式第12号（別表第3関係）

様式第12号（別表第3関係）

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金交付申請に関する誓約書

年 月 日

泉崎村長

住 所
補助対象者 氏 名
連絡先

私は、泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金の交付申請にあたり、泉崎村が課税情報並びに世帯情報を確認することに同意し、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 交付要綱に定められた補助要件等を厳守し、適切に事業を執行すること
- 2 申請者及び同一世帯員が泉崎村暴力団排除条例（平成24年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと
- 3 交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれに次に定める金額を返還すること
 - （1）事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年未満で補助対象住宅を処分したとき：交付額の全額に相当する額
 - （2）要綱又は交付決定の際に付した条件に違反があるとき：交付額の全額に相当する額
 - （3）その他村長が不相当と認めたとき：村長が定める額

様式第13号（別表第3関係）

様式第13号（別表第3関係）

泉崎村空き家改修・除却等支援事業補助金空き家に関する証明書

年 月 日

泉崎村長 様

空き家の所有者又は管理者

住 所

氏 名

下記住宅は、空き家であったことを証明します。

記

1. 所在地

福島県西白河郡泉崎村大字

2. 空き家となった時期

年 月頃（ 年間）